

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 18 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 7 号

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市消防本部組織規則（平成 18 年瀬戸市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>（消防課）</p> <p>第 4 条 消防課は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(25)まで <省略></p> <p>(26) 防火管理及び防災管理の指導に関すること。</p> <p>(27)から(34)まで <省略></p> <p>（消防次長等）</p> <p>第 8 条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の階級欄に掲げる階級をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p>				<p>（消防課）</p> <p>第 4 条 消防課は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(25)まで <省略></p> <p>(26) 防火管理の指導に関すること。</p> <p>(27)から(34)まで <省略></p> <p>（消防次長等）</p> <p>第 8 条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の階級欄に掲げる階級をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p>			
組織	職名	階級	職務	組織	職名	階級	職務

<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
グループ	<u>主幹</u>	消防司令 長又は消 防司令	課長を補 佐し、グ ループの 分掌する 事務事業 の進行管 理及びグ ループ内 での協働 体制等を 指揮調整 する。
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

2及び3 <省略>

<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
グループ	<u>グループ リーダー</u>	消防司令 長又は消 防司令	課長を補 佐し、グ ループの 分掌する 事務事業 の進行管 理及びグ ループ内 での協働 体制等を 指揮調整 する。
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

2及び3 <省略>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。